

京都大学の育児支援制度について

(有期雇用・時間雇用教職員)

○ 育児を行う教職員への支援 (多様な働き方の提案)

休業制度

1. 育児休業 (1歳の誕生日の前日まで)

有期雇用就業規則第58条・時間雇用就業規則第50条 (育児・介護規程第3条を準用)

休業し、職務を離れて子を養育できる制度です。

注1. 夫婦で育児休業を取得する際には、子が1歳2ヶ月になるまでの1年間についても育児休業を取得することができます。

注2. 保育所の入所待機等の事情がある場合は、1歳6ヶ月に達する日の前日まで可能です。

2. 育児部分休業 (小学校3学年の終期まで)

有期雇用就業規則第58条・時間雇用就業規則第50条 (育児・介護規程第15条を準用)

育児のために、1日の正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間の範囲内で、15分単位で勤務しないことができる制度です。

注. 1歳未満の子を対象とする保育時間が認められている場合は、保育時間 (1日2回、それぞれ30分以内) と育児部分休業とを併せて1日2時間以内となります。

※ 育児休業をしている期間等勤務をしていない期間については、給与は支給されませんが、一定の要件を満たしている場合、雇用保険から育児休業給付金の支給があります。

休暇制度

1. 保育のための休暇 (無給の休暇) (1歳の誕生日の前日まで)

有期雇用就業規則第54条第2項第(3)、時間雇用就業規則第46条第2項(3)

1日2回、それぞれ30分の範囲内で、授乳等、保育のための休暇制度です。

注. 保育時間を夫婦で取得する場合には、取得する時間帯が重ならないようにそれぞれ1回 (30分以内) となります。

2. 子の看護のための休暇（無給の休暇）（小学校就学の始期に達するまで）

有期雇用就業規則第54条第2項第(7)、時間雇用就業規則第46条第2項(7)

一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内で、子の看護をするための休暇制度です。

その他の勤務時間制限制度

1. 時間外勤務免除（3歳の誕生日の前日まで）

有期雇用就業規則第58条・時間雇用就業規則第50条（育児・介護規程第20条の7を準用）

正規の勤務時間以外の時間及び休日の勤務が免除される制度です。

注1. 災害等の事由に基づく緊急時の勤務は、制限の対象とはなりません。

注2. 時間外勤務制限期間と重複することはできません。

2. 時間外勤務制限（小学校3学年の終期まで）

有期雇用就業規則第58条・時間雇用就業規則第50条（育児・介護規程第21条を準用）

制限時間（1月について24時間、1年について150時間。）を超える正規の勤務時間以外の時間及び休日の勤務が免除される制度です。

注. 災害等の事由に基づく緊急時の勤務は、制限の対象とはなりません。

3. 深夜勤務制限（小学校3学年の終期まで）

有期雇用就業規則第58条・時間雇用就業規則第50条（育児・介護規程第26条を準用）

深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）における勤務が免除される制度です。

注. 「深夜勤務」には、交替制勤務として正規の勤務時間が割り振られている勤務のほか、宿直勤務、深夜に及ぶ時間外勤務が含まれます。

○ 育児休業者に対する経済的支援

社会保険の制度

1. 育児休業中における保険料の免除措置 [健康保険法第159条、厚生年金保険法第81条の2](#)

育児休業を取得している被保険者は、育児休業を開始した日の属する月から育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの保険料が免除される制度です。

2. 育児休業等終了時の配慮措置 [健康保険法第43条の2、厚生年金保険法第23条の3](#)

育児休業を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育するために勤務時間の短縮等により報酬が低下する場合、固定賃金の変動に関わらず、1等級以上の差が生じたときは、被保険者の申し出により、標準報酬月額の設定を行うことができる制度です。

3. 3歳未満の子を養育する被保険者の標準報酬月額の特例措置 [厚生年金保険法第26条](#)

3歳未満の子を養育している期間については、保険料は実際の標準報酬月額に基づき決定するが、被保険者の申し出により、年金額を計算するにあたっては、子の養育開始前の標準報酬月額と同じであるとみなして、将来の年金額が不利にならないようにする特例措置です。

注1. 育児休業等の取得の有無にかかわらず、3歳未満の子を養育しているために標準報酬月額が下がっている被保険者が対象となります。

注2. この特例措置は賞与にかかる保険料には適用されません。

雇用保険法の制度

[育児休業給付金](#) [雇用保険法第61条の4](#)

一定の要件を満たしている被保険者が、1歳（特別な事情がある場合は1歳6ヶ月）未満の子を養育するための育児休業期間中の各支給単位期間（休業開始日から起算して1ヶ月ごとの期間）について、休業開始時賃金日額×支給日数×50%が支給される制度です。